

難病指定医療機関・難病指定医のオンライン申請システムについて

概要

令和8年1月23日時点

難病指定医療機関・難病指定医の申請について、R8.1.31をもって事業者申請ポータル（以下、旧システム）での受付を終了し、**R8.2.1から、埼玉県事業者オンライン申請サービス（以下、新システム）での受付を開始します。**

新システムの特徴

- 申請書様式を画面に表示させながら、必要項目を入力欄に入力していく仕様
- 紙に記入する際と同じ要領で作成可能



- 重複する入力項目は削除又は自動引用での入力となるよう設定
- 申請者の負担軽減を図った仕様

- 旧システム同様、申請から指定書交付まで、オンライン上で完結



- 2回目の申請以降は、過去の申請データを引用し、必要項目を追記・修正するだけで提出可能
- 旧システムで申請したデータも新システムに引継ぎ、過去申請データとして引用可能

新システム入力画面（イメージ）

様式第3号（第1種固形）

指定医療機関指定申請書 [\[新規\]](#) [\[更新\]](#)

令和8年1月1日

（宛先） 埼玉県加須市

開設者・事業者の代表者

件名 指定医療機関登録テスト

氏名又は名称

明細の患者等に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定により、指定医療機関の指定を受けたもので申請します。また、申請に当たり、同法第29号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

□ (該当するものは○)	1 病院	2 薬局	3 保険薬局
□ 指定訪問看護事業者等 （右の該当するものに○）			
□ 指定訪問看護事業者 □ 家庭介護支援事業者 □ 指定介護サービス事業者			
□ (フリガナ) 姓	サイタマケンチヨウビヨウイン		
名	埼玉県加須市		
所 在 地			
車 転 通 歩			
郵 便 号	1	1	
（明細している治療名、 （例）歯科・歯周病等）			
被服の氏名及び略名	氏 名	編 号	

注1 「開設者・事業者の代表者」について。指定訪問看護事業者等にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに当該事業者の代表者の住所及び氏名を記入すること。
注2 「コード」欄について。病院又は診療所の場合は医療機関コード、保険薬局の場合は先端コード、指定訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険料支拂番号を記載すること。

事業者名称

指定医療機関情報

医療機関区分 病院

□ 薫蒸所

□ 保険薬局

□ 指定訪問看護事業者等

1種以上を選択してください。

医療機関名称

医療機関の正式名称を記入してください。

医療機関名称（フリガナ）

郵便番号 ハイフンなしで入力してください。
例) 3309301

医療機関所在地 埼玉県前川市△△町三丁目△△番
この項目を入力してください。

電話番号 ハイフンなしで入力してください。
例) 048-123-4567

コード 3桁目について、医科は「1」、歯科は「3」、薬局は「8」、
医療機関は「B」を入力してください。
残りの7桁には、厚生局から付与されたコードを入力してください。
※「歯科」としても指定を受ける場合は、「歯科」の医療機関コードとして別途申請が必要です。

左側に申請書、右側に入力欄
が表示されます。
入力欄に入力した文字が左側
申請書の対応項目に表示され、
視覚的にわかりやすい仕様と
なりました。

過去の申請情報は、新システム
でのユーザー登録の際に「紐付
けキー」※を入力することで引
用することができます。

※紐付けキーについては次頁（裏面）を
御参照ください。



○別システムへの移行になるため、新たにユーザー登録が必要になります。

これまでに旧システムを使用して事業者登録をしていた申請者についても、新システムへのユーザー登録が必要になります。お手数をおかけしますが、御対応をお願いいたします。

○過去の申請データを新システムに引き継ぐため、ユーザー登録の際に「紐付けキー」を入力してください。

新システムのユーザー登録画面において、「旧システムデータ紐付けキー」欄（下記画像参照）に「紐付けキー」を入力していただくことによって過去の申請データを引用することが可能となります。「紐付けキー」は令和8年以降に送付した通知文中※に記載がありますので御確認ください。この「紐付けキー」を入力していただかないと、当該医療機関に関する「変更届出」「更新申請」「辞退申出」が提出できませんので御注意ください。

また、以前の申請は紙で提出し、旧システムを利用したことがない医療機関が新システムにてオンラインの申請（変更・更新・辞退）を行う場合も「紐付けキー」を入力していただく必要があります。

※埼玉県内に複数の指定医療機関を有する法人の難病指定医療機関については各法人宛てに送付しています。
その他の指定医療機関、及び難病指定医についての通知は各医療機関宛てに送付しています。

ユーザー登録画面

この項目は、同一法人内に、既に本システムに登録済みのユーザーがいる場合のみ入力可能で、
この機能を使用しない場合は入力不要です。

既存ユーザーのメールアドレス

※「既存ユーザーのメールアドレス」に同一法人の登録済みユーザーの
情報を入力することで、その方にワンタイムコードが送付されます。
あとの画面で正しくワンタイムコードを入力されると、その方の過去の
申請情報などを確認いただけるようになります。

ユーザー登録画面下部のこの項目
に、通知に記載された「紐付け
キー」を入力してください。

旧システムデータ紐付けキー

※埼玉県から案内があった場合にご入力ください(13文字の半角英数字、及びハイフン)。
ご入力後、毎時0分に過去データをご確認可能となります。

ユーザー登録や申請方法についての詳細は、下記埼玉県ホームページに
掲載予定のマニュアル・QAを御参照ください。



新システムのマニュアル・QAについて

新システムマニュアル・QAについては以下の埼玉県ホームページに掲載しています。

○難病指定医療機関・難病指定医に関する申請手続の御案内

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/nanbyo/nanbyo_hp_dr_shinsei.html